平成27年度予算編成方針

全国的な景気の見通しは、あまりよくありませんが、神奈川県内の景気は消費税増税直後の落ち込みからも脱し、回復基調にあります。

また、雇用情勢においては、団塊の世代の最終年齢（昭和24年生まれ）が平成26年度に65歳に到達することから、今後ますますの雇用の不足感が増すと予想されています。

このような状況のなか、座間市シルバー人材センターとしては、

〇全シ事業協会が推進する「会員100万人達成計画」に基づき、会員増強を行います。

・出張説明会の実施

・会員体験談の発表

等、「身近なシルバー人材センター」を打ち出すことを計画

〇事業費補助金確保のための事業展開

運営費補助から事業費補助へと移行しているので、一般労働者派遣事業の事業展開による補助金の確保を図ります。

年間の契約額を維持するとともに、適正就業のため引き続きワークシェアリングを推進し、会員の確保に取り組みます。

27年度目標値

新規入会会員　100 人

就業延人員　71,000 人日

実施計画

1. 就業機会の確保及び提供

公益法人としての法令遵守に基づいた「適正就業」を引き続き推進します。

請負・委任業務と一般労働者派遣事業とのすみわけを行い、適正就業の推進に努めます。

しかし、「安価で利用できる」から「ニーズに合わせた働き方を提案する」・「高齢者のやる気と生きがいを活用」・「地元の労働力による地域活性」へと、シルバーのイメージを変える必要があります。

現在契約のある発注者（主に企業）については、シルバー人材センターの趣旨等をよく説明し「適正就業」による就業を継続してまいります。また、発注者のニーズの変化の把握に努め、請負・委任契約から一般労働者派遣事業に転換したほうが適切な就業については、積極的に転換を提案してまいります。

なお、平成27年度は「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」として指揮命令のある職域での就業機会の拡大のため、シルバー人材センターならではの働き方を積極的に提案し、委任・請負になじまない働き方については一般労働者派遣事業による就業の開拓を推進します。

自分の好きなことを就業に結び付けるなどして、「生涯現役社会」実現のため、各自の体力や年齢を考慮し、仕事の提供を行うとともに、後継者の育成をしてまいります。

また、適正就業に基づくワークシェアリングを積極的に推進し、就業機会の提供に努めます。

〇シルバー人材センターのイメージ改革

〇サポート事業補助事業による一般労働者派遣事業の拡大

〇技能・技術職種の後継者の育成

2. 講習会・研修会の実施

（1）就業機会の拡大とスキルアップのため研修会を実施します。

①入会手続き時のマナー講習

②「刈払機取扱い作業者安全衛生教育」受講後の実技指導

③接遇研修会（個人情報の取り扱いについて）

（2）日々の生活を豊かにするために

①スマートフォン講習会

②振り込め詐欺、還付金詐欺にあわないためには
③体験型「交通安全研修会」の開催

3. 安全・適正就業の推進

(1)安全を全てに優先し、事故防止のため職群別講習会や研修会等を通じ安全意識の啓発を図り、自己管理意識の高揚と年1回の健康診断の受診を推進します。

引き続き「安全就業推進員」を配置し、就業先の巡回並びに保護具等の着用の徹底など安全就業を推進します。

また、昨今増加している草刈り機・チェーンソーを原因とした事故については法令による教育を実施します。

①刈払機取扱い作業者安全衛生教育
②チェーンソー作業従事者特別講習

(2)適正就業の推進

一般労働者派遣事業のパンフレット配布による事業の啓発並びに、既存の請負・委任業務における働き方の周知を引き続き行います。

4. 会員増強対策と普及啓発活動の推進

普及啓発活動を積極的に展開し、事業の拡大と会員の増強を図ります。

(1)「人の集まるところでの啓発活動」をコンセプトに、10 月の普及啓発促進月間に市役所アトリウムにおいてシルバーの活動などを掲示し、多くの市民にシルバーの事業をPRします。

(2)シルバーまつり(仮称)の企画・実施

会員同士の交流
事業内容のPR
趣味の発表の場(書道・絵画・手作り小物等)

を主な目的とした、「シルバーまつり(仮称)」を企画し、10 月の普及啓発促進月間に開催するための運営委員会の設置

(3)入会説明会の充実

聞くから見るに重点を置いた説明会を開催していますが、説明資料の見直しを行い、よりわかりやすい説明会を引き続き実施します。

就業会員の体験発表
出張説明会の開催

(4)女性会員の拡充

女性会員向けセミナーの開催

5. 公益社団法人としての法令遵守

（1）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条「公益認定基準18項目」の遵守

（2）適正就業に関する法令遵守

請負・委任ならびに一般労働者派遣事業による適切な就業の推進

6. その他

（1）高年齢者の就業に関する相談

・入会希望者への説明会・・・月2回

・入会手続き・・・月2回

また、日を特定せず高年齢者の就業相談に応じます。

（2）会員活動に関する支援

地区研修会や各種同好会など、会員相互の連帯や親睦を図るために、大きな役割を果たしている活動の支援を図ります。

(3)事務局体制の充実

シニア世代の社会貢献活動を実現させるため、職員の資質向上や重点的な人員配置、会員とのコミュニケーションの充実を通じ、シルバー人材センターの組織力強化を図ります。